

○財務省告示第三百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年十月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第四十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

口

十
三
二

国債市場
特別参加
者別第I
非入札競
争入札争
行及場特
債市加者
・第II非
・格競争
価格競争
入札発行
利過利子
の払込み

十
四
初
期
利
子

十
五
第
二
期
以

十
六
償
還
期
限

額面金額百円につき九十八円七

年〇・八パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{23}{365}$$

平成三十年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。平成五十九年九
月二十日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
九 か ら 百
年 通 円
十 知 に
月 を つ
十 受 き
三 け 百
日 た 円

者